



令和5年度 北広島市学童クラブ のしおり

運営方針

- 1 子どもたち一人ひとりがのびのびと過ごせる楽しい生活の場をつくります
- 2 子どもたちの安全と健康を守ります
- 3 子どもたちの社会性・自主性を養う指導をめざします

クラブ名	定員	所在地		電話
北広島学童クラブ	62名	泉町1丁目1番地	北広島団地住民センター内	372-0893
大曲学童クラブ	114名	大曲柏葉2丁目14番地6	大曲小学校内	A 377-3474 B 377-3482
西の里学童クラブ	51名	西の里南1丁目2番地4	西の里公民館内	375-2911
西の里第三学童クラブ	33名	西の里南1丁目1番地18	グループホームあさひの家隣	375-6657
東部学童クラブ	110名	中央4丁目4番地	東部小学校敷地内	A 373-3277 B 373-3266
広葉学童クラブ	80名	広葉町3丁目1番地	広葉交流センター内	A 373-3200 B 373-5000
大曲東学童クラブ	54名	大曲光2丁目8番地		377-5551
大曲東第二学童クラブ	40名	大曲光2丁目8番地		377-5571
北の台学童クラブ	65名	共栄町4丁目2番地5	広島幼稚園コミュニティセンター内	373-4606
北の台第二学童クラブ	46名	共栄町4丁目17番地8		373-4500
西部学童クラブ	45名	輪厚中央1丁目10番地2	輪厚児童センター内	377-2788
西部第二学童クラブ	24名	輪厚中央1丁目12番地1		377-3060

【申込み・問合せ先】

北広島市 子育て支援部学童担当

電話 372-3311（内線2203・2204）

【運営】令和5年度から運営業務を下記事業者へ委託します

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社北海道支店札幌営業所北広島事務所

(R5.4.1 までに開設予定)

1 目的

保護者が就労や疾病などのために昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校休校日に家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して児童の健全な育成を図ります。

2 入所対象

市内の小学校に通学する児童で、保護者が次の理由で昼間家庭において保育することができない児童。

*同居している親族等が家庭内で保育できる場合は、入所できません。

*学童クラブでの保育が困難と認めるときは入所を制限する場合があります。

【保護者の状況】

就 労	自宅以外の場所で働いている。または、自宅で家事以外に働いている（自営業等）。ただし、次の事項をすべて満たすこと。 ○日曜を除き週3日以上働いている ○1年生の保護者＝通勤時間を含み午後1時以降も働いている ○2年生以上の保護者＝通勤時間を含み午後2時以降も働いている
産 前 産 後	妊娠中、出産後間もない。 （出産予定日の8週間前から出産後8週間まで）
病 気 け が	入院・自宅療養をしている。または、週3日以上通院している。 ただし、次の事項を満たすこと。 通院の場合 ○1年生の保護者＝移動時間を含み午後1時以降も時間を要する ○2年生以上の保護者＝移動時間を含み午後2時以降も時間を要する
障がい	身体障害者手帳（1～3級）または療育手帳（A・B判定）、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている。
看 護 介 護	長期に渡る病気療養をしている、または心身障がいのある親族を、自宅または病院などで常時看護・介護している。ただし、次の事項を満たすこと。 自宅以外の場所で看護・介護している場合は、日曜を除き週3日以上 ○1年生の保護者＝移動時間を含み午後1時以降も時間を要する ○2年生以上の保護者＝移動時間を含み午後2時以降も時間を要する
就 学 技 術 習 得	学生または就労に必要な資格を取得するために就学している。 ただし、次の事項をすべて満たすこと。 ○日曜を除き週3日以上就学している ○1年生の保護者＝通学時間を含み午後1時以降も就学している ○2年生以上の保護者＝通学時間を含み午後2時以降も就学している
求 職 活 動	求職活動を行っている。 （入所日から90日を経過する日が属する月の末日まで）

3 入所期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

*学童クラブは単年度の申請です。翌年度も入所を希望する場合は、再度の申請が必要です。

4 入所申請

入所希望日	申請期間	申請先
令和5年4月1日	令和4年12月1日(木) ~28日(水)	市役所子育て支援部学童担当 西の里・大曲・西部出張所 (継続入所者のみ学童クラブ)
随時入所 (毎月1日と15日)	入所希望日の1週間前まで	市役所子育て支援部学童担当 西の里・大曲・西部出張所

*提出書類は、5ページの「11 入所申請に必要な書類」を参照してください。

*随時入所は、必要に応じて1日と15日以外も入所できます。子育て支援部学童担当にご相談ください。

*年度途中で学童クラブを退所し、長期休みなどに再度入所する場合は随時入所となり、改めて入所申請が必要になります。学童クラブでは受付できませんのでご注意ください。

*北広島団地住民センター窓口での受付はできません。

5 入所児童の決定

申請書類を審査のうえ決定します。受入可能人数を超える申請があった場合は、入所要件を満たしていても入所できない場合があります。

*申請数が学童クラブの受入可能人数を超えた場合は、学年や保護者の就労状況、同居の祖父母の状況などにより優先順位を付け、決定します。

*学童保育料を3か月以上滞納している場合は、入所できないことがあります。

6 開所時間

○通常登校日(月~金曜日) 下校時~午後6時30分

○夏・冬・春休み、学校休校日(土曜日を除く) 午前8時~午後6時30分

○土曜日(夏・冬・春休みを含む) 午前8時~午後5時

*児童だけの帰宅は午後5時までです。それ以降は、保護者が学童クラブまで児童を迎えに来ていただくことを条件にお預かりします。迎えは必ず午後6時30分までをお願いします。緊急事態などによりやむを得ず午後6時30分を過ぎてしまう場合は、必ず連絡してください。

*お休みする場合は必ず連絡してください。

*雨や雪など天候の悪化が予想される場合、早めに帰宅することがあります。

*学校休校日など、開所時間より早く登所しても受け入れできません。工夫して登所させてください。

7 休所日

○日曜、祝日

○年末年始(12月29日~1月3日)

親子で過ごす時間が大切な年齢です。
仕事が休みのときなどは、家庭での生活を優先しましょう。

8 集団下校時などの受け入れについて

○緊急（集団）下校

学校の先生の引率で学童クラブに登所することとなります。学校から緊急（集団）下校の実施の連絡があった場合は、学童クラブまで児童の迎えをお願いします。なお、保護者以外の方が迎えに来る場合は、必ず保護者から事前連絡してください。

○緊急（集団）下校がなくても、天候の急転や緊急事態の発生などにより児童の迎えをお願いする場合があります。

○集団下校訓練日

通常通りの受け入れを行います。

○吹雪や大雨などにより学校が「臨時休校」の場合は、学童クラブも閉所します。

○風邪などで「学校・学年・学級閉鎖」になったときは、感染拡大を防止するため、学童クラブでの受け入れはできません。該当する児童は家庭で過ごしてください。

9 学童保育料

おやつ代などの運営経費に充てるため、学童保育料を納入していただきます。市の発行する納付書で、毎月末日までに指定金融機関またはコンビニエンスストアで納入してください。

なお、生活保護世帯や準要保護世帯（就学援助認定世帯）などは、申請による減免の制度があります。減免申請は入所申請書の中に記載欄があります。もれなく申請するようにしてください。

【学童保育料（月額）】

区 分		最 初 の 入 所 児 童	2人目以降の入所児童 (同一世帯から2人以上入所する場合)
一 般 世 帯		4,500円	3,000円
減 免	生 活 保 護 世 帯	1,500円	1,500円
	準 要 保 護 世 帯 (就学援助認定世帯)	3,000円	3,000円 (減免対象外)

* 行事などで別途費用を徴収する場合があります。

* 月の途中で児童が入・退所した場合、その月の学童クラブ在籍日数（日曜・祝日などを含む）が18日未満のときは、学童保育料は半額となります。登所日数による日割り計算ではございません。

* 退所する場合は、退所届の提出が必要です。退所日までに学童クラブに提出してください。退所手続きがない場合は、利用がなくても学童保育料をお支払いいただきます。

* 特別な理由の場合を除き、納入した学童保育料は返還しません。

* 学童保育料を3カ月以上滞納した場合は、入所許可を取り消すことがあります。

* 学童保育料は口座振替ができます。学童保育料口座振替申請書に記入の上、口座振替を行う金融機関に提出してください。

*** 準要保護世帯（就学援助認定世帯）による減免制度は、別途市教育委員会へ毎年度申請・認定が必要となります。認定月より減免の対象となりますのでご注意ください。**

10 保険について

入所児童を対象に、市が保険料を負担し、団体傷害保険に加入します。

11 入所申請に必要な書類

必要な書類関係	会社員 など	自営業	産前 産後	病気 けが	看護 介護	保護者 障がい	就学	求職 活動
学童クラブ入所申請書 (兼減免申請書)	○	○	○	○	○	○	○	○
就労証明書	○							
事業状況申告書		○						
営業許可証、開業届出書、 登記事項証明書、営業広告 などの写し(いずれか1点)		○						
申立書			○	○	○	○	○	○
医師の発行する証明				○	○			
障がいに係る手帳の写し						○		
母子健康手帳の写し (氏名と出産予定日欄)			○					
在学証明書と就学時間が 分かるものなど							○	
学童クラブ登所予定・ 17時以降利用届出書	○	○	○	○	○	○	○	○
個人情報調査・照会および 利用に関する同意書	○	○	○	○	○	○	○	○
食物アレルギー 個人申出書	入所児童に食物アレルギーがある場合							

* 児童に障がいがある場合は、障がいに係る手帳の写し、または診断書などを提出してください。

* 入所継続審査のため、年度途中で再度就労証明書などを提出していただきます(別途通知します)。

* 申請書等の用紙は、市役所子育て支援部学童担当と西の里・大曲・西部出張所にあります。

* 就労証明書は、所定の用紙を使用してください。

* 平日の午後5時以降は保護者のお迎えを条件に午後6時30分までお預かりします。詳しくは学童クラブ登所予定・17時以降利用届出書をご覧ください。

12 学童クラブの対象地区について

入所する学童クラブは、お住まいの地区によって決まります。下表でご確認ください。

校区	学童クラブ	対象地区	注
西の里 小学校	西の里	虹ヶ丘、西の里東、西の里北2丁目	
	西の里第三	西の里、西の里南、西の里北1・3～5丁目	
大曲東 小学校	大曲東	大曲光、大曲末広、大曲緑ヶ丘1～3丁目	
	大曲東第二	大曲並木、大曲緑ヶ丘4～7丁目	
大曲 小学校	大曲	大曲小学校区 *住所によりグループ分けを行っています。	
北の台 小学校	北の台	共栄町1～4丁目、東共栄1丁目・4丁目、 美咲き野1丁目	
	北の台第二	共栄町5丁目、東共栄2～3丁目、共栄、 北の里、美咲き野2～3丁目	
西部 小学校	西部	輪厚元町、希望ヶ丘、 輪厚（下記①を除く地域）、仁別	
	西部第二	輪厚中央、島松、三島、 輪厚（白樺高等養護学校周辺地域…①）	
東部 小学校	東部	東部小学校区 *住所によりグループ分けを行っています。	
緑ヶ丘 小学校	北広島	緑ヶ丘小学校区	
双葉 小学校	広葉	双葉小学校区 *住所によりグループ分けを行っています。	*1

* 入所希望数が学童クラブの受入可能人数を超える場合は、対象地区が変更となる場合があります（各児童の入所する学童クラブが、年度ごとに変更することがないよう配慮します）。また、同じ校区に2つの学童クラブがあり、登録児童数が1つの学童クラブの定員内となった場合は、1つの学童クラブに集約し開所する場合があります。

* 障がいがあるなど特別な事情で対象の学童クラブに通うことができない場合は、子育て支援部学童担当にご相談ください。

* 1 広葉学童クラブの方が自宅から遠いなど特別な事情がある場合は、北広島学童クラブ（泉町1丁目 北広島団地住民センター内）に入所することもできます。

13 合同保育について

大曲東小学校区、西部小学校区、西の里小学校区、北の台小学校区の学童クラブにおいて、土曜日は合同保育を行います。土曜日に学童クラブを利用する場合は、合同保育を実施する施設に登所するようお願いします。

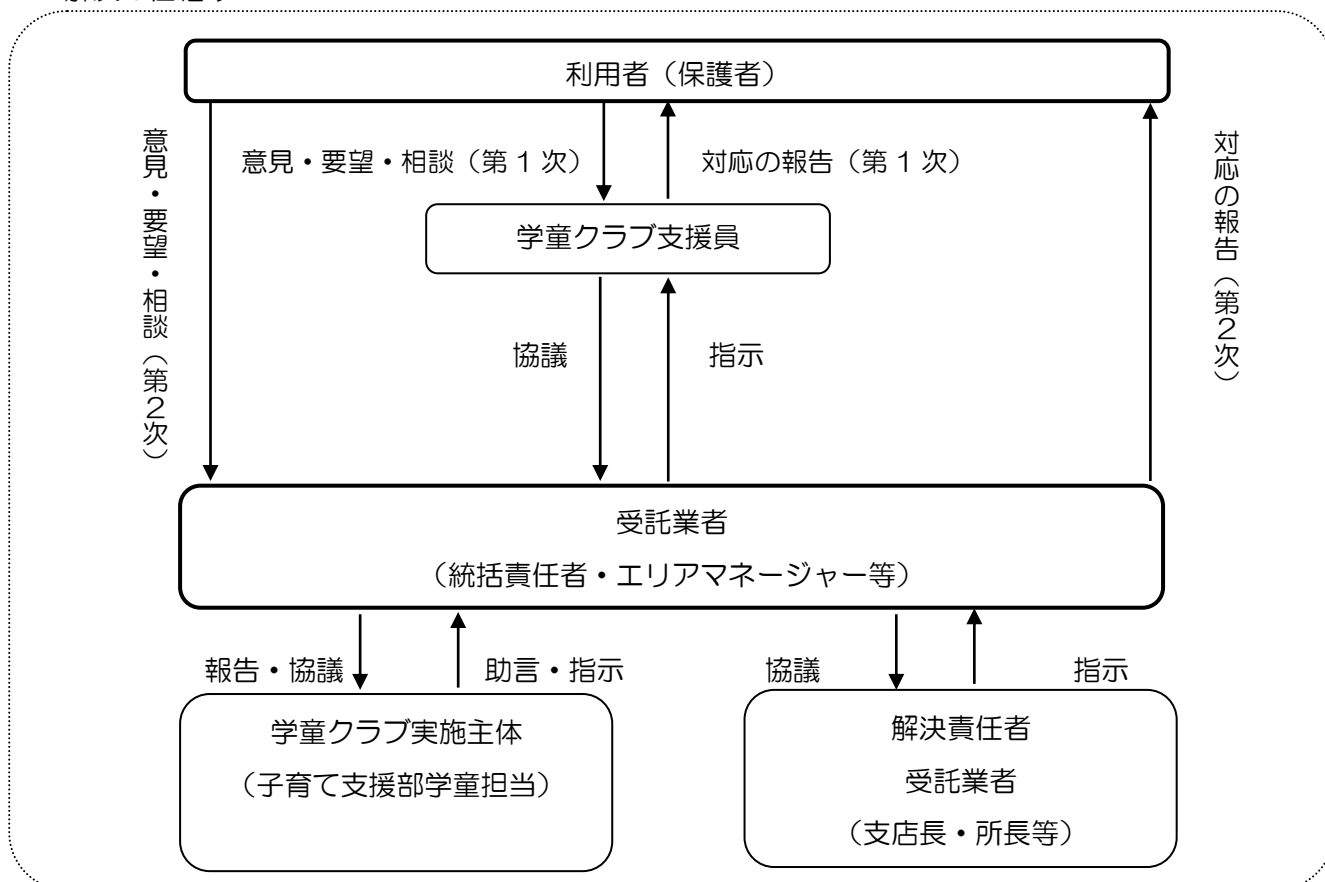
小学校区	合同保育となる学童クラブの組み合わせ	合同保育を実施する施設
大曲東小学校	大曲東学童クラブ・大曲東第二学童クラブ	大曲東学童クラブ
西部小学校	西部学童クラブ・西部第二学童クラブ	西部学童クラブ
西の里小学校	西の里学童クラブ・西の里第三学童クラブ	西の里学童クラブ
北の台小学校	北の台学童クラブ・北の台第二学童クラブ	北の台学童クラブ

14 ご意見・ご要望などの受付について

ご意見・ご要望などには、次のとおり対応します。

第 1 次 窓 口	学童クラブ支援員
第 2 次 窓 口	受託業者（統括責任者・エリアマネージャー等）
解 決 責 任 者	受託業者（支店長・所長等）
実 施 主 体	市子育て支援部学童担当

*解決の仕組み



15 その他

- 学童クラブでは、原則として児童に薬を飲ませる、塗るなどの行為は行っていません。
- 学童クラブには必要以外のお金など、貴重品は持たせないでください。
- 支援員が携帯電話をお預かりすることはできません。お子さん自身で管理するよう指導してください。
- 入所時に用意していただくものがあります。事前に学童クラブにご確認ください。
- 夏・冬・春休みなどは、通学と同様の方法で登所させていただきます（自転車での登所はしないでください）。
- 夏・冬・春休みなどや土曜日は、お弁当を持参して登所していただきます。夏場は、涼しい場所にお弁当を保管するなどの配慮をしますが、保護者の皆さんの方でも、保冷剤を添えるなどのご協力をお願いします。
- 保護者の勤務先に変更があった場合は、新しい就労証明書を学童クラブへ提出してください。
- 退職などにより学童クラブの入所要件に該当しなくなった場合は、退所していただきます。
- 病気や悪癖などで他児に影響を及ぼすときは、退所していただくことがあります。
- 学童クラブによって、施設内に絵などの製作物、写真（行事・保育風景）を展示するほか、おたよりに誕生月の児童名を掲載する場合があります。支障がある場合は、学童クラブへご連絡ください。



◎ 学童クラブの一日《参考例》（学童クラブによって異なります）

通常登校日		学校休校日	
時間	内容	時間	内容
下校時	登所	8:00~	開所、自由遊び
下校時~15:00	自由遊び（外遊び等）	10:00~11:00	学習時間
		11:00~12:00	自由遊び
15:00~16:00	おやつ	12:00~13:00	昼食、休憩
16:00~16:30	自由遊び	13:00~14:30	自由遊び
16:30~18:30	静かな遊び	14:30~16:00	おやつ
17:00 18:30	児童帰宅（歩き帰り最終） 順次児童帰宅、閉所	16:00~16:30	自由遊び
		16:30~18:30	静かな遊び
		17:00 18:30	児童帰宅（歩き帰り最終） 順次児童帰宅、閉所 *土曜日は17:00閉所

◎ 学童クラブの年間行事《参考例》（各学童クラブによって異なります）

月	行事内容等	月	行事内容等
4月	入所・進級祝い	10月	（各学童クラブでの行事）
5月	（各学童クラブでの行事）	11月	勤労感謝の日製作
6月	（各学童クラブでの行事）	12月	クリスマス製作・クリスマス会
7月	（各学童クラブでの行事）	1月	コマ遊び
8月	夏レク、七夕	2月	節分
9月	十五夜、敬老の日製作	3月	ひな祭り、卒所・進級祝い

*誕生会、昼食会、保護者懇談会なども行っています。